

「病床機能再編支援事業給付金」の支給について

○ 経 緯

国は、地域医療構想の推進のため、病院又は診療所であって療養病床又は一般病床を有するものが、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を令和2年度から支給している。

○ 支給要件

- 地域医療構想を実現するため、病床削減の対象病院等の、病床の機能分化・連携に必要な病床数の削減を行うものであることについて、地域医療構想調整会議の議論及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が必要と認めたもの。
- 病床削減病院等における病床削減後の許可病床数が、平成30年度病床機能報告、もしくは令和2年度病床機能報告のいずれか少ない方における稼働病床数の90%以下であること。

○ 今回の支給対象

◆ 箭本外科整形外科医院 [29,640千円]

慢性期病床数: H30.7.1 19床

R4.10.1 13床(△ 6床:介護医療院へ転換)

R8年度 0床(△13床:無床診療所化)

➤ 13床減

➤ 無床診療所化を行い、外来・在宅医療を中心とした医療機能と、介護保険施設を一体的に運営することで、地域の医療ニーズへの対応及び経営の安定化を図り、持続可能な医療提供体制の確保に資するものとする。

@2,280千円 × 2床 = 4,560千円

(病床利用率に応じた単価 ※1) (減少病床数)

@2,280千円 × 11床 = 25,080千円

(最も高い単価 ※2) (減少病床数)

※1 平均実働病床数:17床

※2 平均実働病床数を超えて削減する場合は、最も高い単価を適用



- ✓ 病床機能再編支援事業給付金交付要綱第3条(1)エにより、「単独病床機能再編計画」を地域医療構想調整会議(R8.3.11 開催)において協議。
- ✓ 医療審議会での意見を踏まえ、地域医療構想の実現に向けて必要な取り組みであると認められる場合には、給付金の支給要件を満たすものとする。

○参考

減床1床当たり単価は、病床利用率により変動する。(単価表は次のとおり)

減少 1 床あたりの単価表

病床利用率	減少 1 床あたりの単価
50%未満	1,140千円
50%以上60%未満	1,368千円
60%以上70%未満	1,596千円
70%以上80%未満	1,824千円
80%以上90%未満	2,052千円
90%以上	2,280千円

※病床機能再編支援事業給付金交付要綱(県)